

防整技第3242号
令和6年2月21日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

令和6年度設計業務委託等技術者単価について（通知）

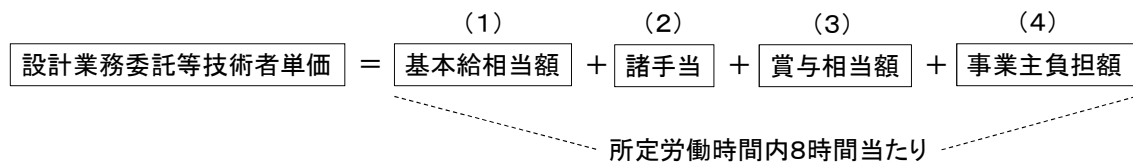
標記について、国土交通省から、同省における設計業務委託等給与実態調査に基づき別紙第1のとおり決定した旨の連絡があったので、適用に当たっての特例措置について別紙第2のとおり定め、令和6年3月1日から適用することとしたので通知する。

なお、令和5年度設計業務委託等技術者単価について（防整技第3120号。令和5年2月21日）は、令和6年2月29日限りで廃止する。

添付書類：別紙第1及び別紙第2

写送付先：整備計画局施設計画課、施設整備官、提供施設計画官

1. 令和6年度設計業務委託等技術者単価について
決定した職種別の設計業務委託等技術者単価一覧を「別表」に示す。
2. 設計業務委託等技術者単価について
 - (1) 設計業務委託等技術者単価の構成
設計業務委託等技術者単価は、次の1. ～4. で構成される（図－1）
 1. 基本給相当額
 2. 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
 3. 賞与相当額
 4. 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、
労災保険、介護保険、児童手当）



図－1 単価の構成

- (2) 単価に含まれない賃金、手当
 1. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
 2. 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- (3) 留意事項

設計業務委託等技術者単価は公共事業の設計業務委託等の積算に用いるためのものであり、以下の点に十分留意する。

- ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではないこと。
- ・本単価に含まれる賃金の範囲は（1）のとおりであり（2）に示すものは含まれないこと。

(別表) 令和6年度 設計業務委託等技術者単価

①設計業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
主任技術者	80,200	55%
理事、技師長	75,800	55%
主任技師	64,800	55%
技師(A)	57,000	55%
技師(B)	47,200	55%
技師(C)	38,400	55%
技術員	33,600	55%

②測量業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
測量主任技師	54,600	55%
測量技師	47,100	55%
測量技師補	36,900	55%
測量助手	34,600	60%
測量補助員	25,900	60%

③航空・船舶関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
操縦士	56,300	65%
整備士	43,200	60%
撮影士	43,500	60%
撮影助手	36,100	60%
測量船操縦士	36,300	60%

④地質業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
地質調査技師	53,200	60%
主任地質調査員	41,500	60%
地質調査員	31,400	60%

【参考資料】

技術者の職種区分

参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。

(1) 測量技術者

職種区分定義

- ① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。
また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。
- ② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。
また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
- ③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
- ④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
- ⑤ 測量補助員：測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
- ⑥ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。
- ⑦ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。
- ⑧ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。
- ⑨ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。
- ⑩ 測量船操縦士：水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。

(2) 地質調査技術者

職種区分定義

- ① 地質調査技師：ボーリング作業の現場等における作業を指揮、指導する技術者をいう。
- ② 主任地質調査員：ボーリング作業の現場等における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。
- ③ 地質調査員：ボーリング作業の現場等におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う技術者をいう。

(3) 設計業務等技術者

職種区分定義

- ① 主任技術者：先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。
工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。
工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
- ② 理事・技師長：複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
- ③ 主任技師：定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。

- ④ 技 師 (A) : 一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
- ⑤ 技 師 (B) : 一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑥ 技 師 (C) : 上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑦ 技 術 員 : 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

定 型 業 務 ・ 調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務

- ・ 参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
- ・ 設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務

非定型業務 ・ 調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務

- ・ 比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
- ・ 文化性、芸術性が特に重視される業務
- ・ 先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
- ・ 委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
- ・ 計画から設計まで一貫した業務

令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置

1 措置の概要

令和 6 年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の適用に伴い、2 に定める業務の受注者は、設計等技術業務委託契約書第 6 4 条又は事業監理業務委託契約書第 5 3 条の規定に基づいて業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

2 具体的な取扱い

令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する業務のうち、令和 5 年度設計業務委託等技術者単価について（防整技第 3 1 2 0 号。令和 5 年 2 月 2 1 日）別紙第 1 を適用しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

3 その他

2 に定める業務の受注者に対しては、本特例措置について説明するものとする。